

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】変更 飲食店等に対する協力金

県の要請に応じ時短営業に御協力頂いた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

対象期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	87万円～285万円	600万円以内
8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	82万円～270万円	560万円以内
	その他地域（茂木町、那珂川町）	70万円～210万円	
8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	72万円～240万円	480万円以内
	その他区域（茂木町、那珂川町）	60万円～180万円	

【申請方法】郵送又はインターネット

【受付期間】8月12日（木）～10月15日（金） ただし、インターネットの受付は8月20日（金）から

※23市町 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町

【まん延防止等重点地域の注意事項】 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないこと
(8/8(日)からは、新たな店舗又は店頭表示が必要です)

詳しくは、「協力金センター」にお問い合わせください。

(受付時間) 9時から17時まで（土日、祝日含む） (電話番号) 028-651-3707

営業時間短縮のお知らせ

栃木県の要請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
時短営業を実施します。

○ 実施期間

令和3年8月8日（日）
～8月31日（火）

○ 時短営業期間中の営業時間

□ 時 □ 分～□ 時 □ 分

酒類の提供はしていません。（店内持込みもできません。）

（飲食を主として業とする店舗でカラオケ設備を提供している場合）

終日カラオケ設備の利用はできません。

○ 通常（時短前）の営業時間

□ 時 □ 分～□ 時 □ 分

○ 店舗名

□

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 大規模施設等に対する協力金

県の要請に応じて下記のとおり時短営業に御協力頂いた大規模施設等に対し、協力金を支給します。

【対象期間】 8月8日（日）20時から8月31日（火）24時までの全24日間

【対象地域】 まん延防止等重点措置区域の23市町（茂木町・那珂川町 以外の市町）

【対象施設】 県の要請に応じ営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント

【受付期間】 9月1日（水）～10月29日（金）（予定）

【申請方法】 郵送又はインターネット

【支 給 額】 (1) 大規模施設

時短営業に応じた部分の面積1,000m²ごとに20万円 × 時短率 × 24日間

(この他に、テナント店舗数等による追加加算あり)

(2) 大規模施設のテナント・出店者等

時短営業に応じた部分の面積100m²ごとに2万円 × 時短率 × 24日間

* 時短率＝短縮した時間／本来の営業時間

詳細は、県ホームページ等により公表します。

地域企業事業継続支援金

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者のうち、国の月次支援金の支給対象とならない事業者に対し、事業継続支援金を支給します。

【対象】 2021年8月の売上高が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少した

中小法人・個人事業者等

※感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】（飲食店・大規模施設等）の
支給対象となる事業者を除く

【支給額】 2019年又は2020年の8月の売上高 – 2021年8月の売上高

支給限度額：中小法人等 20万円

個人事業者等 10万円

【受付期間】 9月1日(水)～11月30日(火)

【申請方法】 郵送又はインターネット

詳細は、県ホームページ等により公表します。